



行政文書不開示決定通知書

3 選 第 553号
令和3年12月6日

田中・智之 様

愛知県選挙管理委員会


令和3年11月22日付けで開示請求のありました行政文書については、次のとおり開示しないこととしましたので、愛知県情報公開条例第11条第2項の規定により通知します。

行政文書の名称その他 の開示請求に係る行政 文書を特定するに足り る事項	愛知県選管管理委員会に対し、令和2年11月5日から同 3年11月21日までの間に提出された下記文書。 記 「愛知県知事リコール署名の仮提出署名数」、「愛知県知事 リコール署名の仮提出署名数及び選管調査結果」あるいは は、そらの表題に類した表題名が付した、県下64選挙 管理委員会の署名簿閲覧した、有効ないし無効の署名数を 集計した結果を作表した文書、同文書と提出された文書。
開示しないこととした根 拠規定及び当該規定を適 用する理由	愛知県情報公開条例第11条第2項の「開示請求に係る 行政文書を管理していないとき」に該当 開示請求に係る行政文書を作成又は取得していないため
担当課等	愛知県選挙管理委員会事務局 電話 052-954-6069 (ダイヤルイン)

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、愛知県選挙管理委員会に対して審査請求することができます。
- 2 この処分について不服がある場合は、1の審査請求のほか、この処分
があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、愛知県を被告
としてこの処分の取消しの訴えを提起することもできます（この訴訟にお
いて愛知県を代表する者は、愛知県選挙管理委員会となります。）。
- 3 1の審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があつたこと
を知った日の翌日から起算して6箇月以内に、愛知県を被告としてこの処
分の取消しの訴えを提起することができます（この訴訟において愛知県を
代表する者は、愛知県選挙管理委員会となります。）。